

社団法人日本船舶品質管理協会定款

昭和46年7月 1日 制定許可

昭和48年4月 1日一部変更認可

昭和49年2月19日一部変更認可

昭和57年6月 9日一部変更認可

昭和58年4月 2日一部変更認可

平成11年6月10日一部変更認可

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本船舶品質管理協会 (Japan Ship-machinery Quality Control Association) という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区に置き、総会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、船舶の堪航性及び海上における人命の安全の確保に資するため、造船業及び造船関連工業における認定物件及び法定船用品の品質管理に関する改善等を促進し、これを通じて造船産業の進歩発達を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 認定事業場に対する品質管理の向上に関すること。
- (2) 認定事業場として認定を受けようとする事業場に対する品質管理の向上に関すること。
- (3) 型式承認を受けた者に対する品質管理の向上に関すること。
- (4) 型式承認を受けようとする者に対する品質管理の向上に関すること。
- (5) 膨脹武救命いかだ等の整備事業場等に対する技術の向上に関すること。
- (6) 認定物件及び型式承認物件の品質管理、社内検査基準等に関する調査研究
- (7) 認定物件及び法定船用品の品質の改善に関する調査、試験及び研究
- (8) 参考図書及び印刷物の刊行
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员

イ 認定事業場又は型式承認を受けた物件を製造する事業場の事業者たる法人又は個人

ロ 認定事業場の認定を受けようとする事業場又は型式承認を受けようとする物件を製造する事業場の事業者たる法人又は個人

ハ 上記イ、又はロ以外の法定船用品の製造及び整備事業を営む法人又は個人

(2) 賛助会員

本会の趣旨に賛同する法人、個人又はその他の団体

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員の資格を取得する時期は、入会金及び会費を納入し会員名簿に登録されたときとする。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び普通会費又は賛助会費を納めなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(指定代表者)

第8条 会員が法人である場合には、本会に対する代表者 1 名(以下指定代表者という。)を指定し、届け出なければならない。指定代表者を変更した場合も同様とする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

(3) 死亡したとき。(法人その他の団体にあつては解散したとき。)

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した普通会员の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。ただし、この場合には、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。

(2) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(3) 著しく会費を滞納したとき。

(権利の喪失)

第12条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他本会の資産に対して、何らの請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の数)

第13条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	3名以内
専務理事	1名
常務理事	3名以内
理 事	35名以上 40名以内(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)
監 事	2名以内

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において普通会員（法人にあっては、第8条の指定代表者）のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、普通会員以外から理事及び監事7名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を分掌する。専務理事に事故があるときはその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、会務を執行する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において出席した普通会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、この場合には、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報酬)

第18条 役員は、すべて名誉職とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧 問)

第19条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学職経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第4章 会 議

(種 別)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第21条 総会は、普通会员をもって構成し、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 普通会员総数の5分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第22条 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

2 総会を招集するときは、会議に付議する事項、会議の日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに通知しなければならない。

(総会の権能)

第23条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の定足数等)

第24条 普通会员は、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、普通会员総数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した普通会员の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 賛助会員は、第1項の表決権を有しないが、総会へは出席することができる。

(書面表決等)

第25条 総会に出席できない普通会员は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その普通会员は、

出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 普通会员の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成し、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- 4 会長は、前項第2号に該当する場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議に付議する事項、会議の日時及び場所を示した書面により、開催日の10日前までに通知しなければならない。
- 6 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会によって委任された事項
 - (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
 - (5) その他の重要事項
- 2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第29条 第24条（第4項を除く。）から第26条までの規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「普通会员」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるも

のとする。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第31条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿及び履歴書並びに職員の名簿
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (6) 事業計画及び予算に関する書類
- (7) 事業報告及び決算に関する書類
- (8) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第35条 本会の資産を分けて基金と普通財産とする。

2 基金は次のものをもって構成する。

- (1) 基金として寄付された財産
- (2) 総会において基金に繰入れることを議決した財産

3 普通財産は基金以外の財産とする。

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 本会の資産のうち、基金はこれを処分し、又は、担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支出)

第37条 本会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事業年度開始前に会長が作成し、通常総会の議決を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 事業年度開始後通常総会の日までは、前年度予算に準じて執行する。

3 前項の収入・支出は、通常総会において成立した予算の収入・支出とみなす。

(暫定予算)

第39条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 会長は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、通常総会開催の5日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前2項の書類及び報告書について、総会の議決を得なければならない。

4 監事は、総会に出席して監査結果を報告することができる。

(長期借入金)

第41条 本会が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れ後1年以内に償還する短期借入金を除き、国土交通大臣に届け出なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において普通会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定によるほか、総会において普通会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ国土交通大臣の許可を得なければ

ば解散することができない。

(清算人)

第44条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において普通会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第46条 この定款の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、運輸大臣の設立許可の日(昭和46年7月1日)から施行する。
- 2 本会設立当初の通常総会は、設立総会をもってこれに替えるものとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和47年3月31日に終わるものとする。
- 4 本会設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
- 5 本会設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会までとする。
- 6 社団法人日本船用工業会の会員である者が、昭和46年6月末日までに本会に入会しようとするときは、申込と同時に本会の会員資格を取得したものとみなす。この場合において第7条第1項の規定による入会金は徴収しない。

附則

この定款の変更は、運輸大臣認可の日(昭和48年4月1日)から施行する。

附則

この定款の変更は、運輸大臣認可の日(昭和49年2月19日)から施行する。

附則

- 1 この定款の変更は、運輸大臣認可の日(昭和57年6月9日)から施行する。
- 2 この定款の変更に伴って選任される役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、選任された日から昭和57年度の通常総会において選任された役員の任期満了の日までとする。

附則

この定款の変更は、運輸大臣認可の日(昭和58年4月2日)から施行する。

附則

この定款の変更は、運輸大臣認可の日（平成 11 年 6 月 10 日）から施行する。